

ジェネリック差額通知について

平素から当組合の事業運営にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

近年増加する医療費により、健康保険制度の財政は年々厳しさを増しております。

その対策の一つとして進められているのが、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進となります。当組合でもジェネリック医薬品の利用促進を目的として、ジェネリック差額通知を送付致します。

ジェネリック差額通知は、組合員及び被扶養者の方のうち、医療機関等で処方された医薬品の支払額が、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に一定額以上お安くなる方へ送付させていただいております。

なお、ジェネリック医薬品使用希望シールについて、担当者を通して配付いたしますので、ジェネリック医薬品を希望している場合は保険証またはお薬手帳にお貼りください。（ジェネリック医薬品を使用希望しない場合には、保険証に貼る必要はありません。）

※4月～6月の診療をもとに通知書を作成している為、受け取られた際にすでにジェネリックへ切り替えを行っている場合はご容赦ください。また、作成日までに新たにジェネリックへ切り替え対象となった場合も含まれます。



※後発医薬品の切替えについては、医師や薬剤師と相談しましょう。



ジェネリック差額通知書

現在服用の医薬品名	現在服用の 医薬品支払額	軽減可能額	切替後支払額
A錠 2.5mg	¥400	最大 ¥200	¥200
B顆粒 0.3%	¥500	最大 ¥400	¥100
C錠 3.5mg	¥600	最大 ¥300	¥300
	¥1,500	最大 ¥800	¥600

※この通知書は、あくまで切替え後の削減額（長期に渡って薬を服用している場合等）が大きい方のみを対象にしております。（最大とは、今回の場合、4月・5月・6月において医薬品支払額における最大値の抽出をいいます。）



※ 後発医薬品とは・・・ジェネリック医薬品とも呼ばれ、新薬の特許が切れた後に販売される、同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品であり、新薬より安価で経済的・効き目や安全性は新薬と同等（形や色などは新薬と異なり場合がありますが、国が品質・有効性・安全性に関する審査を行っています。）

※ ジェネリック医薬品に切替えたとしても、薬代以外の処方箋料等により自己負担額が下がらないこともありますのでご注意ください。